

令和 4 年 9 月 1 日

処罰規定について

室蘭工業大学大学祭実行委員会

1. はじめに

第 62 回工大祭において、防災および衛生上の観点から参加団体の行動に関して処罰規定を定め、その違反点数に応じた処罰を科すことを予定しています。

2. 概要

以下の 3 点を行います。

- ① 注意：室蘭工業大学大学祭実行委員会により工大祭の安全な運営を阻害すると判断された際に、参加団体に対して改善を求めるもの。
- ② 違反点数：違反内容に応じた点数のこと。上記の注意を受けてなお改善が認められない場合に参加団体に対して通告する。なお、違反内容の危険性によっては注意を行わずとも違反点数を通告することがある。
- ③ 出店停止：上記違反点数が 50 点に達した段階で、第 62 回工大祭におけるすべての活動を停止し、速やかな撤収を参加団体に求めること。

3. 通告の流れ

- 注意：室蘭工業大学大学祭実行委員会から参加団体に直接通告します。
- 違反点数：室蘭工業大学大学祭実行委員会から参加団体に直接通告し、その後団体責任者にメールで内容を伝えます。
- 出店停止：室蘭工業大学大学祭実行委員会委員長から団体責任者に対して直接およびメールで通告します。出店停止の期間に時間指定がある場合、本通知内に明記した時間を出店停止の期間とします。

4. 違反内容詳細

次頁以降に違反・処罰内容を記載します。

5. 備考

- 違反点数は第 62 回工大祭期間中の累計となります。違反点数は翌日に繰り越されます。

連絡先

室蘭工業大学大学祭実行委員会

MAIL：mit_fes@hotmail.com

担当	区画	内容	理由・備考	違反点数
衛生				
	食品販売	非加熱での提供 ※フルーツを除き完全加熱での提供を指示している 半熟卵なども禁止	完全加熱によって殺菌することで食中毒を予防するため。	25
	食品販売	食品の常温放置 ※冷凍物を常温で解凍することも禁止	常温だと菌が繁殖してしまうため。	5
	食品販売	生クリームの泡立て	生クリームを泡立てる過程に加熱がないことが主要因。 フローズンホイップを使用すること。	20
	食品販売	認められていない調理工程 ※無断で新しい食品を提供している場合も該当する。	保健所を通していない工程は基本的に認められていないため。	20
	食品販売	売り歩き、試食用為	どこで誰が何を食べたのかがわかりにくくなる、 その食品が作られてからどれくらい時間が経過したかの管理が 難しいため。	20
	食品販売	明らかな大量の作り置き	その食品が作られてからどれくらい時間が経過したかの管理が 難しいため。	5
	食品販売	保健所提出資料不掲載	アレルギー関連で危険性が高いため。	20
防災				
	食品販売	網に焦げが付きすぎている	炎上しやすくなるため。	0
	食品販売	机にアルミホイルを巻いていない	炎上しやすくなるため。	5
	共通	危険な装飾を行っている	けがを負う可能性があるため。	5
	共通	消火器の破壊	緊急時に対応できないため。	弁償
	共通	各企画専用電源の不正利用	使用可能な電力は限られているため。	5
	屋外	雨天時、ドラムコードをテント内に入れていない	ショートの危険性があるため	10
	屋内	非常口マーク・非常灯・消火器が隠れている。	緊急時に対応できないため。	5
	屋外	火気器具を使用する場合にベニヤ板・耐火ボードを敷いていない	炎上の可能性があるため。	5
	共通	ドラムコードを延ばしきって使用していない	断線、熱で溶ける可能性があるため。	25
	屋外	火気器具とテント、横幕を十分に離していない	熱で溶ける可能性があるため。	10
	屋外	テント内に外からの死角が作られている	チェックができないため。	5
	共通	調理責任者・団体責任者がともに不在	防災対応に影響が大きいため。	10
	食品販売	申請していない火気器具を使用している	防災対応に影響が大きいため。	10
	屋内	火を使う機器を使用している	炎上の可能性があるため。	50
	屋外	火気器具等に燃えるもの（新聞紙や段ボール）を敷いている。	引火の可能性があるため。	25
	共通	上記防災事項に関わる大学祭実行委員会からの勧告に 対し改善が見られない場合	工大祭の安全な運営の妨げとなるため	40
借用物品	共通	大学祭実行委員会から借りた物を乱暴に扱う、 あらかじめ指示された使用方法を守っていない。	団体の所有物ではないため。	15
	共通	大学祭実行委員会から借りた物を破損させる。	団体の所有物ではないため。	0
部屋・区画割	共通	区画外まで営業が展開している	他団体および来場者にとって迷惑となるため。	10
ピラ	共通	ピラ配布	ごみの増加、および構内の汚染につながるため。 人通りの多い場所でヒトの流れを妨害してしまうため。 火気器具を使用している食品販売企画にピラが飛んだ際に 引火の原因となるため。	5
コロナ対策 (※1)	共通	マスクの不着用	新型コロナウイルス感染症予防対策違反のため。	25
	共通	大声での客引き	新型コロナウイルス感染症予防対策違反のため。	25
	食品販売	入場券の確認を怠る(※2)	新型コロナウイルス感染症予防対策・第62回工大祭における食 品提供要項違反のため。 飲食エリアにおける来場者制限が実質的になくなってしま うため。	30
	共通	構内を練り歩いて宣伝	新型コロナウイルス感染症予防対策違反のため。 (3密の回避)	10
	共通	最大収容人数を超えての運営	新型コロナウイルス感染症予防対策違反のため。	10
	食品販売	来場者にイートインスペースの利用をさせていない (デリバリーシステムを行っていない)(※3)	第62回工大祭における食品提供要項違反のため。	30
備考				
		※1 コロナ対策の違反点数が30点に達し次第、3時間の出店停止処分とする。		
		※2 例 会計時に入場券を持ってない人もしくは滞在可能時間外に商品を提供していることがその場で確認された場合（乳幼児は除く）		
		※3 店頭での受け渡しを行っている場合などに限る。来場者が食べ歩きなどを行っている場合には、該当しない。		